



アスター

# 税務と経営

編集発行人  
税理士

村野幸司

事務所 〒639-2102  
奈良県葛城市東室123番地1  
TEL 0745 (69) 8282  
FAX 0745 (69) 7377  
自宅 0745 (69) 2174

10月 (神無月) OCTOBER  
9日・スポーツの日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	.	.	.	.

## ワンポイント 価格転嫁サポート窓口

原材料費やエネルギー価格、労務費などの上昇分を、中小企業等が発注側企業に適切に価格転嫁するための支援体制強化として中小企業庁が全国47都道府県の「よろず支援拠点」に7月新設した相談窓口。窓口では、価格交渉に関する基礎的な知識や原価計算の手法の習得支援などのサポートを行っています。

## 10月の税務と労務

- 国 税 / 9月分源泉所得税の納付 10月10日
- 国 税 / 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知 10月15日
- 国 税 / 8月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 10月31日
- 国 税 / 2月決算法人の中間申告 10月31日
- 国 税 / 11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 10月31日
- 地方税 / 個人の道府県民税及び市町村民税の第3期分の納付 市町村の条例で定める日
- 労 務 / 労働者死傷病報告 (7月~9月分) 10月31日
- 労 務 / 労災の年金受給者の定期報告 (7月~12月生まれ) 10月31日
- 労 務 / 労働保険料第2期分の納付 10月31日 (労働保険事務組合委託の場合は11月14日)

# 消費税インボイス制度スタート

## 売手側・買手側のチェック事項再確認



いよいよ10月となり、インボイス制度が始まりました。

そこで今回は、インボイス発行業業者（売手側・買手側）として、スタート時に確認しておかなければならない事項を、国税庁の資料を参考に作成したチェックシート（次頁参照）に基づき、おさらいも兼ねて改めて見ていきたいと思います。

### 一 売手側の立場としてのチェック事項

(1) 取引ごとにどのような書類を交付しているかの確認  
売上先からインボイスの交付を求められるかどうかについて、消費者や免税事業者、課税事業者でも2割特例や簡易課税制度を選択している売上先は、インボイスを必要としません。  
また、インボイスは請求書や

領収書などの名称は問わず、書きや電子データでの交付も可能です。納品書、請求書、レシートや書きの領収書での交付であるかの確認も必要です。  
(2) インボイス導入前より交付している書類等につき、どう見直せばインボイスとなるかの確認  
インボイスは登録番号、適用税率、消費税額等の記載が必要となります。消費税額に1円未満の端数が生じた場合は、ひとつのインボイスにつき、税率ごと1回の端数処理を行います。したがって、記載されている個々の商品（項目）ごとに端数処理を行い、その合計額を記載することは認められません。  
また、納品書と請求書など、相互に関連する複数の書類で記載事項を満たすことも可能で

す。  
(3) 売上先との間での、登録番号やインボイスの交付方法の確認  
売上先との間で、登録番号の確認や、どの書類をもってインボイスとするか、交付方法等について認識を共有しておくことが考えられます。  
(4) インボイスの写しの保存方法や売上税額の計算方法の確認  
インボイスの写しの保存は、コピーに限られません。電子データや一覧表形式、複写式の控えなども認められます。売上税額の計算方法については、インボイス発行業業者は、インボイスに記載のある消費税額等を積み上げて計算する「積上げ計算」を選択することができます（ただし、その場合は仕入税額も積上げ計算が必要です）。  
(5) インボイス導入後における価格の見直しの検討  
インボイス導入前に免税事業者であった方がインボイス発行業業者になると、課税事業者として消費税の納税義務が生じます。したがって、この消費税分

の金額について価格に転嫁することができなければ、手取金額が減ることになってしまうので検討が必要です。

### 二 買手側の立場としてのチェック事項

(1) 2割特例や簡易課税制度の適用の検討  
大まかに説明すると、2割特例とは、売上税額の2割を納付額とする方法であり、簡易課税制度は、業種ごとに定められたみなし仕入率を用いて納付額を算出する方法です。したがって、仕入税額を集計する必要がないため、インボイスの保存は不要となります。ただし、簡易課税制度の適用を受ける場合は、2割特例とは違い事前の届出が必要となるのでご注意ください。  
(2) インボイスの受け取りが必ず必要な取引かどうかの確認  
継続的でないような一度きりの取引、少額な取引についても原則としてインボイスの保存が仕入税額控除の要件となります。ただし、3万円未満の公共交通機関や従業員に支払う日当や出張旅費、通勤手当などイン

【インボイス制度の確認チェックシート】

<b>1 売手側の立場としての確認</b>	<input checked="" type="checkbox"/>
(1) 取引ごとにどのような書類を交付しているか確認をしましたか	<input type="checkbox"/>
(2) 導入前より交付している書類等につき、どう見直せばインボイスとなるか確認をしましたか	<input type="checkbox"/>
(3) 売上先との間で、登録番号やインボイスの交付方法について確認をしましたか	<input type="checkbox"/>
(4) インボイスの写し（控）の保存方法や売上税額の計算方法の確認をしましたか	<input type="checkbox"/>
(5) 導入後における価格の見直しについて検討をしましたか	<input type="checkbox"/>
<b>2 買手側の立場としての確認</b>	<input checked="" type="checkbox"/>
(1) 2割特例や簡易課税制度を適用するか検討をしましたか	<input type="checkbox"/>
(2) インボイスの受け取りが必要な取引かどうかの確認をしましたか	<input type="checkbox"/>
(3) 仕入先から受け取る請求書等がインボイスの記載事項を満たしているかの確認をしましたか	<input type="checkbox"/>
(4) 受け取った請求書等をどのように保存・管理するか検討をしましたか	<input type="checkbox"/>
(5) 帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法の確認をしましたか	<input type="checkbox"/>

ボイスの保存が不要となる特例があります。  
また、基準期間における課税売上高が1億円以下などの事業

者は、令和11年9月30日まで1万円未満の取引について、帳簿のみの保存で仕入税額控除が受けられるため、インボイスの保

存が不要となります。  
(3) 仕入先から受け取る請求書等がインボイスの記載事項を満たしているかの確認  
買手側の立場として、仕入先がインボイス発行事業者であるか確認が必要となります。また、売手側の立場で述べたように、仕入先のどの書類をもってインボイスとするか、交付方法等について認識を共有しておくことが考えられます。  
更に、仕入先がもともと免税事業者であった場合は、価格の見直しについて交渉を求められることもあるでしょう。  
(4) 受け取った請求書等の保存・管理における検討  
仕入先から受け取った請求書等については、登録番号の有無など、インボイスの要件を満たしているものか、そうでないものかを区分して管理できるようにしておく必要があります。  
原則課税の場合、インボイス制度の導入後は、免税事業者等、インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。た

だし、令和8年9月30日までの3年間は仕入税額の80%、その後令和11年9月30日までの3年間は50%を控除できる経過措置が設けられています。この経過措置の適用に当たっては、従前の区分記載請求書の保存が必要となりますのでご注意ください。  
(5) 帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法の確認  
インボイス制度の導入後も、基本的には帳簿の記載事項は変わりません。ただし、前述のインボイス保存不要の特例や、免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける場合には、その旨の記載が必要となります。また、仕入税額の計算方法についても、売上税額同様積上げ計算を選択することができますが、売上税額を積上げ計算した場合は、仕入税額も積上げ計算が必須となりますのでご注意ください。

【参考資料】

国税庁  
「インボイス制度への  
事前準備の基本  
項目チェックシート」





## 少額の減価償却資産に該当するかの判定の例示

少額の減価償却資産に該当するものについて、例示とともに確認してみましょう。

### 1 少額減価償却資産の例示

#### (1) 使用可能期間が1年未満のもの

「使用可能期間が1年未満のもの」とは、法定耐用年数でみるのではなく、その法人の営む業種において一般的に消耗性のものと認識され、かつ、その法人の平均的な使用状況、補充状況などからみて、その使用可能期間が1年未満であるものをいいます。

例えば、テレビ放映用のコマーシャルフィルムは、通常、減価償却資産として資産計上し、法定耐用年数2年で減価償却しますが、テレビ放映期間は1年未満であることが一般的です。したがって、テレビ放映の期間が1年未満のものは、「使用可能期間が1年未満のもの」に該当します。

#### (2) 取得価額が10万円未満のもの

この取得価額は、通常1単位として取引されるその単位ごとに判定します。

例えば、応接セットの場合は、通常、テーブルと椅子が1組で取引されるものですから、1組で10万円未満になるかどうかで判定します。また、カーテンの場合は、一つの部屋で数枚が組み合わされて機能するものですから、部屋ごとにその合計額で判定します。

### 2 留意点

上記1(2)の減価償却資産については、令和4年4月1日以後に取得などをした減価償却資産については貸付け（主要な事業として行われるものは除きます。）の用に供したものが除かれます。

また、事業の用に供した事業年度においてその取得価額の全額を損金経理している場合に、損金の額に算入できます。したがって、いったん資産に計上したものをその後の事業年度で一時に損金経理をしても損金の額に算入できません。

## 未納付の源泉徴収税額に対する還付手続

給与所得者等が、未払の給与等に係る源泉所得税（源泉徴収票等に内書された未徴収税額）について、還付申告書を提出した場合には、どのような手続が必要となるのでしょうか。

給与所得者等が還付申告をする場合において、未払の給与等があるときは、その給与等から所得税の源泉徴収が行われないため、源泉所得税が未納付となっています。この場合は、給与所得者等が還付申告書を提出したとしても、未払給与等が支払われて源泉徴収されるまでは還付されません。

その後、未払の給与等が支払われ、これに対して源泉徴収された場合には、その還付申告書を提出した給与所得者等が遅滞なく「源泉徴収税額の納付届出書」を自身の管轄の税務署長に提出し、その還付を受けることになります。

### 外国の地方公共団体が課す罰金

**Q** 外国の地方公共団体が裁判手続（刑事訴訟手続）以下、「裁判手続等」といいます。）を経て課す罰金は、損金の額に算入できますか。

**A** 損金の額に算入することはできません。内国法人が納付する外国又はその地方公共団体が課する罰金または料料（以下、「罰金等」と

いいます。）に相当するものについては、国内の罰金等と同様、損金の額に算入しないこととされています。ここでいう外国又はその地方公共団体が課する罰金等に相当するものとは、裁判手続等を経て外国又は外国の地方公共団体により課されるものをいうこととされています。なお、いわゆる司法取引により支払われたものも、裁判手続等を経て課された罰金等に相当するものとされています。